

広島市ふるさと納税事業返礼品等募集要項

1 目的

「ふるさと納税制度」により、広島市（以下「本市」という。）へ寄附をお寄せいただいた方に対し、謝意を表すとともに、お礼の商品やサービス（以下「返礼品等」という。）を贈呈することにより、本市の魅力を全国に発信し、本市の取組に共感、応援していただける方を増やし、地域活性化を図るため、返礼品等を提供していただける事業者（以下「返礼品等提供事業者」）及び返礼品等を募集します。

2 応募要件

(1) 返礼品等提供事業者について

- ア 各種法令規則等に沿った生産・製造・販売等を行っていること。
- イ 特に、返礼品として食品を提供する場合には、食品の表示に係る関係法令を遵守し、食品の産地名を適正に表示すること。
- ウ 原則として広島市内に事業所（本店・支店等は問わない。）を有する法人、団体又は個人事業主であること。
- エ 広島市税に係る徴収金を滞納していないこと。
- オ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- カ 本事業への参加申込みに当たり、所定の「返礼品等提供事業者登録書・誓約書」を提出すること。
- キ 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。本市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、同要綱に掲げる指名停止の要件に該当する行為を行っていない者であること。
- ク 暴力団（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（昭和62年11月1日施行）第2条第1項）、暴力団員等（同要綱第2条第2項）、暴力団等経営支配法人等（同要綱第2条第3項）又は暴力団関係者（同要綱第2条第5項）でない者であること。
- ケ 返礼品等の提供に係る問合せ、トラブル（配送に関するトラブルを含む）、クレーム、損害賠償等に適切かつ誠実な対応が可能であり、また、その対応について中間事業者へ速やかに報告ができること。

(2) 返礼品等について

- ア 本市の魅力や広島らしさを発信する広島市ふるさと納税返礼品等としてふさわしいものであって、地域活性化に資するものであること。
- イ 総務省が定めた地場産品基準（総務省告示第179号第5条）のいずれかを満たすものであること。

【地場産品基準の例】

- ① 本市内において生産されたもの。
- ② 本市内において原材料の主要な部分が生産されたもの。
- ③ 本市内において製造、加工その他の工程（イ及び⑤において「製造等」という。）を行うことにより当該返礼品の価値の過半が生じているものであって、次のいずれにも該当するものであること。ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、広島県内において生産されたものを原材料とするものに限ること。
 - イ 当該地方団体の区域内において製造等を行うことにより当該返礼品等の価値の過半が生じている旨の証明（ロにおいて「証明」という。）が、総務大臣の定めるところにより、当該返礼品等の製造等を行う者によりなされているもの。
 - ロ 当該地方団体が第一号寄附金の受領に伴い本号に該当する返礼品等を提供する旨を表示して当該第一号寄附金の募集を開始する日までに、当該地方団体によって、証明の内容が総務大臣の定めるところにより公表されるもの。
- ④ 本市内において生産されたものであって、近隣の他の市町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る）。
- ⑤ 地方団体の広報の目的で製造等がされた当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、次のいずれにも該当するものであること。
 - イ 形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なもの。
 - ロ 指定対象期間の初日の属する年の前年の十月一日からその翌年の九月三十日までの間に、当該地方団体が広報の目的で自ら調達し、配布又は販売を行った実績（返礼品等の提供によるものを除く。）があるもの。
 - ハ 指定対象期間において、当該地方団体が広報の目的で自ら調達し、配布又は販売を行う計画（返礼品等の提供によるものを除く。）を定めているもの。
 - ニ 指定対象期間において、当該地方団体が返礼品等として提供する数量が、ロの配布又は販売を行った数量を超えないもの。
- ⑥ ①～⑤に該当する返礼品等とそれに附随するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が提供するものの価値全体の7割以上であること。
- ⑦ 本市内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。）の提供に係る役務を除く。）であって、当該役務の主要な部分が本市に相当程度関連性のあるものであること。
 - ⑦の2 本市内に所在する宿泊施設であって、広島県内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、広島県外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを「除く。）」における宿泊の提供に係る役務であること。
 - ⑦の3 本市内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、次のいずれかに該当するものであること。
 - イ 当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの。

ロ 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）第 2 条第 1 項に規定する特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された同法第 2 条第 1 項に規定する災害発生市町村の属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第 2 条第 1 項の特定非常災害発生日から起算して一年を経過する日の属する指定対象期間において提供されるものに限る）。

ウ 公序良俗に反しないものであること。

エ 自ら生産したもの以外の場合は、本市のふるさと納税返礼品等とすることについて生産者の同意を得ていること。

オ 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること（あらかじめ期間や数量を示して供給するものを除く。）。

カ 本市が管理業務を委託している中間事業者（今年度は、株式会社 J T B 広島支店）からの返礼品等の発注に対し、速やかに発送対応等ができること。限られた期間で発注が集中する可能性もあり、その対応が可能な体制が構築されていること。ただし、返礼品等の性質や生産量、収穫時期等の制限により、即時対応が困難なものについては、その旨を明示すること。

キ 食品については、寄附者に返礼品が到着後、一定期間（おおむね一週間以上）の消費期限が保証されていること。ただし、生鮮食料品（鮮度が高く要求されるもの）についてはこの限りではないが、商品の発送希望日等を事前に寄附者に確認・調整するなど、商品が適切に寄附者の手元に届くよう配慮すること。また、生花等、時間の経過により利用価値が著しく損なわれるものについても、同様の配慮を行うこと。

ク 宿泊施設・役務（サービス）の利用券等については、本市内で提供されるものに限る。また、利用にあたっての申請方法等が確立し、寄附者との調整が十分に行える体制が整っていると共に、利用期限のあるサービスについては、利用券・チケット等の送付後、原則 1 年以上利用可能なものであること。（資金決済法に基づき、必要がある場合は届出等を行うこと。）

ケ 物品又は役務（サービス）と交換するための商品券等を返礼品とする場合、原則として交換対象となり得る物品又は役務（サービス）のすべてが、イに示す法令等を遵守し、ふるさと納税の返礼品としての基準を満たしていること。また、基準を満たしていない物品又は役務（サービス）が交換対象とならないように、適切な対策が講じられていること。さらに、当該商品券等が適切な転売対策が講じられていること。

コ 提案する返礼品に関連する各種法令等（例：食品衛生法、食品表示法、旅館業法等）を遵守していること。（提案するにあたり、法令等をよく調査し、確実に遵守していることを確認してから提案すること）。

サ キャラクター等を使用する場合、使用に対する許可権限を持つ者の許諾を得ていること。

シ 本市が求める場合に、返礼品の紹介等のため原則として無償により返礼品等のサンプルを提供、又は、サービスについて現場の確認ができること。

ス 本市ふるさと納税関連ホームページ等への掲載のため、返礼品等に関する情報（返礼品等の商品名・説明文・画像データ、返礼品等提供事業者名等）を提供可能であること。

3 返礼品等の価格及び寄附金額の設定

ア 返礼品等の価格は、2,000 円以上とし、本体価格のほか荷造・箱・梱包代・消費税を含めた価格としてください。

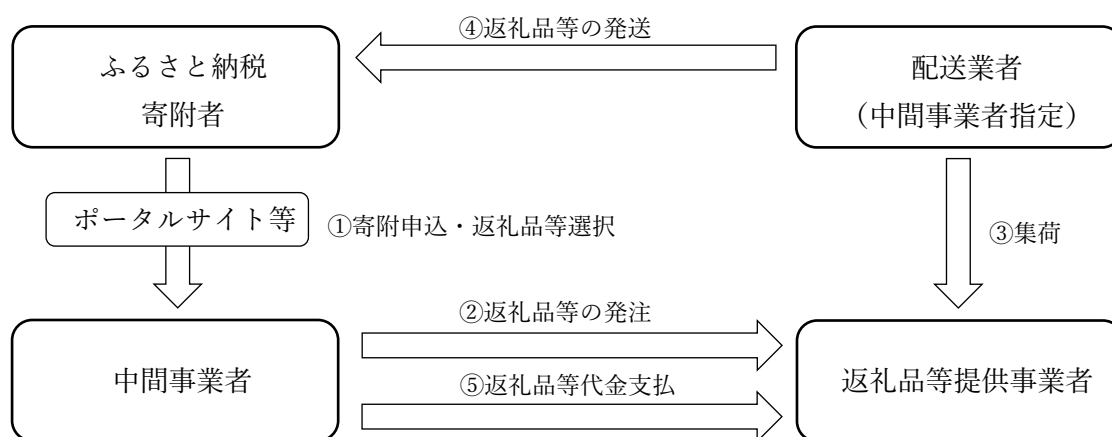
イ 提供価格は、市場価格等を踏まえて適正に設定してください。

ウ 設置費用等が別途発生する場合は、その費用は返礼品の価格に含めるものとします。なお、設置等の手続きは返礼品等提供事業者が行ってください。

エ 寄附金額は、返礼品等の価格に3分の10を乗じ1,000円単位に切り上げた額を原則として、本市が決定します。

4 返礼品等の発注・発送の流れ

返礼品等提供事業者は、中間事業者からの発注により返礼品を提供します。寄附者から寄附を受けてから、返礼品等提供事業者に対して代金を支払を行うまでの事務の流れは、おおむね次の図のとおりです。原則として、1か月分の代金をまとめて中間事業者が支払います。



5 費用負担

ア 返礼品等の代金及び送料は、本市の負担とします。

イ 寄附者からの品質等のクレームによる返礼品等の回収及び再配送に要する経費は、

返礼品等提供事業者の負担とします。ただし、本市が配送等を委託する中間事業者の瑕疵による場合はこの限りではありません。

ウ 代替品等による補償、交換その他苦情対応に要する経費について、本市は一切負担しません。

エ その他、本市及び中間事業者に責のない費用は負担しません。

6 申込方法等

(1) 募集期間

随時受付とします。

ただし、応募時期や提案内容によって、ポータルサイトへの掲載が可能となるまでに、数カ月期間を要します。

(2) 提出書類

- ① 返礼品等提供事業者登録書・誓約書
- ② 返礼品等提案書
- ③ 証明書（地場産品基準の例③に該当する場合に限る）

(3) 提出方法

電子メール

(4) 提出先

株式会社 J T B 広島市ふるさと納税担当

E-mail : furusato-tax@jtb.com

(5) 事業者登録決定までの流れ

ご応募いただいた書類は、中間事業者が取りまとめた後、本市へ送付されます。内容について、本市で応募要件を満たしていることを確認した後、本市から国に申請を行います。国の確認を得られた返礼品等について、中間事業者より採用の決定についてお知らせします。応募要件を全て満たす場合であっても、必ず返礼品として採用されるものではありませんので、あらかじめご了承ください（不採用の理由についても、個別の事業者ごとへの説明は致しかねます。）。

採用する場合は、別途、中間事業者から返礼品の登録に係る必要事項をお伝えします。中間事業者と返礼品の提供に係る契約を締結した上で、ポータルサイトへの登録を行います。

なお、ポータルサイト上の掲載順序は本市に一任していただきます。

7 事業者等登録内容の変更

ア 登録された事業者の所在地、名称もしくは代表者等に変更があったとき、または、返礼品等の内容（材料など）や製造場所、工程等に変更があったときは、変更後の内容が分かる「返礼品等提案書」及び「証明書（地場産品基準の例③に該当する場合に限る）」

を、速やかに中間事業者へ提出してください。

イ 返礼品等の内容（材料など）や製造場所、工程等に変更があったときは、国への確認が必要となるため、6(5)のとおり結果をお知らせします。

8 事業者登録の解除等

次の場合は、事業者登録の解除、または、返礼品の取扱いを停止します。

ア 返礼品等提供事業者が、本市に登録解除を申し出たとき。

イ 返礼品等提供事業者又は返礼品等が応募要領に規定する事項を満たさなくなったとき。

ウ 国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱の変更等により返礼品としてふさわしくないと本市が判断したとき。

エ 返礼品等の生産、製造若しくは販売が廃止され、または中止されたとき。

オ 登録内容に虚偽があったとき。

カ 本市又は寄附者に損害を及ぼす行為があったとき、又は損害を及ぼす恐れがあるとき。

キ 寄附者からの申込みが他の返礼品等と比較して極端に少なく、需要が見込めないと本市が判断したとき。

ク 返礼品等に関する寄附者からのクレームに対する返礼品等提供事業者の対応に重大な不備や懈怠があると本市が判断したとき、又は、同様のクレームが多発するとき。

ケ その他、ふるさと納税制度の運用に重大な支障を来す行為があったとき。

9 個人情報保護

ア 返礼品提供事業者は業務を履行するにあたり、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」のほか、関係法令を遵守すること。

イ 寄附者の個人情報は、返礼品等発送以外の目的で使用しないこと。

ウ 返礼品等の業務に関して、知りえた秘密を第三者に開示しないこと。

エ 上記について、関係書類の提出を求められた場合には、誠意をもって対応すること。

10 損害賠償

返礼品等提供事業者に、虚偽の申請、遵守すべき法令等違反、もしくは契約内容に適合しない返礼品等の提供を行う債務不履行等の事由があった場合、それにより本市に損害（ふるさと納税に係る指定制度の解除等を含む）を与えた場合、本市は当該返礼品等提供事業者に対して、生じた損害の賠償を請求することができるものとします。

11 その他

ア 寄附者が広島市民である場合、返礼品は送付できません。

- イ 返礼品等は、寄附者が申込時に当該返礼品を選択した場合に提供をお願いするものであるため、買い取りを確約するものではありません。
- ウ 提出書類、資料の返却は致しません。また、応募に要する一切の費用は、応募者の負担となります。
- エ この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本市との協議によるものとします。

12 問い合わせ先

株式会社 J T B 広島市ふるさと納税担当（月～金 9：30～17：30 土日祝休み）

T E L：06-6260-0600

E-mail：furusato-tax@jtb.com

【参考：地方自治法施行令第 167 条の 4】

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされてい

る者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。